

災害共済給付金の手続きについて

学校管理下でケガをした場合、療養に要した総医療費が5,000円以上（自己負担金が1,500円以上）の場合は医療費支給の対象となります。学校として『独立行政法人日本スポーツ振興センター・宮城県支部』へ手続きを行いますので、今回同封した書類を作成の上、記入が済みましたら学校に提出して下さい。事務手続きの関係上、出来るだけ早期に提出して頂きますようご協力お願い致します。（裏面もご覧ください。）

・今回同封した用紙は下記のとおりです。

★災害報告書【本人記入】

★医療等の状況用紙【病院・診療所等で記入してもらう用紙】

※医療費の自己負担額を確認するため、領収書の控え(コピー)を提出願います。

() 整形外科・その他の病院・診療所で記入してもらう用紙

() 接骨院・整骨院で記入してもらう用紙

() はり・きゅう師施術で記入してもらう用紙

→この場合、「医師の同意書」が必要となります。（任意様式）

同意書がない場合は給付の対象にはならないので、事前に連絡願います。

() 調剤報酬明細書：医薬分業の病院の場合、薬局で記入してもらう用紙

() 治療用装具明細書：治療用装具を使用した場合に記入してもらう用紙

・その領収書のコピーも添付

() 口座振替依頼書…給付決定後金額が振り込まれます。〔後日通知〕

() その他 ()

注) 病院によって記入用紙が違いますので、確認願います。

* 医療費総額とは、初診から治癒するまでの医療費です。（災害発生から2年で時効）

なお、500点未満（5,000円未満；自己負担金1,500円未満）の場合は適用外となります。

（給付金額は、療養に要する費用の4割支給となります。）

ただし、医療費助成等がある場合は調整が必要となります。

医療費の自己負担額を確認するため、領収書の控え(コピー)を提出願います。

注) 特に利府町や近隣地域においては、18歳まで「子ども医療費助成」が導入されたため、窓口での一部負担又は負担なしというケースが多くなりましたが、申請することにより、給付金の支給（1割程度）がありますので書類の提出をお願いします。

〔「子ども医療費助成」以外の医療費助成も同様となります。なお、「ひとり親」制度については、確認のうえ申請となります。〕

* 医療費が高額7000点以上（70,000円以上）の場合は別途『高額療養状況の届』が必要となります。

（後日配付）

* 医療等の状況用紙は、1ヶ月1枚の提出となります。治療が翌月に繰り越す場合は、養護教諭まで連絡下さい。なお、必要のない用紙は学校へお戻し下さい。

* 手続きについて何かご不明な点がございましたら、養護教諭まで連絡願います。

【連絡先：宮城県利府高校 養護教諭 児玉・佐竹 TEL 356-3111】



詳しくは学校安全Webをご覧ください